

墨田区幼保小中一貫 教育推進計画

(令和6年度～令和10年度)

令和5年10月改定
墨田区教育委員会

墨田区幼保小中一貫教育推進計画 目次

第1章 墨田区幼保小中一貫教育推進計画の策定にあたって

1	はじめに	・・・	1
2	本計画の位置付け	・・・	2
3	現状と今後の方向性について	・・・	3
4	墨田区教育委員会 教育目標	・・・	4

第2章 墨田区幼保小中一貫教育のねらいと取組の方向性

1	ねらい	・・・	5
2	取組の方向性	・・・	5
3	計画推進のための取組	・・・	5

第3章 墨田区幼保小中一貫教育における取組

1	事業体系	・・・	6
2	主な事業		
	＜取組の方向性1＞	連続性のある学習指導の連携	・・・ 7
	＜取組の方向性2＞	非認知的能力の育成に関する連携	・・・ 7
	＜取組の方向性3＞	異校種間の円滑な接続の連携	・・・ 8

資料編

	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	・・・	10
	教育基本法、学習指導要領等の幼小中連携に関する記述	・・・	11
	墨田区幼保小中一貫教育推進計画改定検討会委員名簿	・・・	12

第1章 墨田区幼保小中一貫教育推進計画の策定にあたって

1 はじめに

国において、令和3年1月に、中央教育審議会より、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が示されました。

また、令和5年6月に新たな教育振興基本計画が閣議決定されました。その中で、次期計画のコンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング※1の向上」の2点が打ち出され、基本的な方針として「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」「地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーションの推進」等の5点が示されました。

教育振興基本計画では、現代は「VUCAの時代」※2と言われ、将来の予測が困難な時代であり、未来を担う子どもたちへの生きる力の育成は必要性が増しているといわれています。

平成29年に告示された幼稚園教育要領、学習指導要領においては、異校種間※3での系統性、連続性のある連携した指導が求められており、区においても、区立全幼稚園、小学校、中学校において、幼稚園教育要領及び学習指導要領に基づき、教育課程に幼保小中連携を盛り込み、取組を継続しています。

また、令和4年に「墨田区教育施策大綱」が、令和5年に「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」が策定され、幼保小中一貫教育（連携）の推進を明記するとともに、子どもたちの非認知的能力※4の育成や探究的な学習などの取組を通して、子どもたちが豊かな社会生活を送っていくための「生きる力」を身に付けて、健やかに成長することを目指しています。

「墨田区教育委員会教育目標」、「墨田区教育施策大綱」及び「すみだ教育指針」の考え方にに基づき、公立、私立を問わず、異校種間の連携を深め、効果的かつ実効性のある「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」を策定し、幼保小中一貫教育推進事業の取組を進めていきます。

※1 「日本社会に根差したウェルビーイング」とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的要素と獲得的要素を調和的・一体的に育むとしている、日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイング。

※2 「VUCAの時代」とは、Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字をとった言葉で、2010年代頃から変化が激しい世界情勢を表す言葉として利用されるようになった。

※3 「異校種」とは、学校教育法では幼稚園や小学校、中学校等を指すが、本計画の中では保育園等の保育施設も含むこととしている。

※4 「非認知的能力」とは、テストなどで数値化することが難しい内面的なスキルを指す。（例：目標を達成しようとする意欲や探究心、粘り強さ、自制心、協同性や社交性等のこと。）

2 本計画の位置付け

「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」の下位計画として、「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」を位置付け、墨田区における幼保小中一貫教育（連携）を推進していきます。

≪「すみだ教育指針（墨田区教育振興基本計画）」における幼保小中一貫教育≫

〈すみだ教育指針P38〉

目標 5 学校（園）・家庭・地域の相互連携と協働

取組の方向4 幼保小中一貫教育の推進

指標（令和8年度達成目標）

ブロック内で協議会や交流会を開催した回数	
現状値（令和3年度）	目標値
2回	4回

取組

【4-1】幼保小中一貫教育の推進（すみだ教育研究所）

「墨田区幼保小中一貫教育推進計画」に基づき、幼稚園・保育園等から小学校への就学時及び小学校から中学校への進学時の円滑な接続を図るとともに、幼児期から義務教育終了までの11年間を通した連続性のある教育を推進します。

「小学校すたーとブック」「中学校入学プレブック」を効果的に発行し、家庭の協力を得て、就学・進学への意欲を高めていきます。

また、区立中学校のブロックごとの交流や意見交換を通して、幼保小中の異校種間の円滑な連携を図りながら、教科連携の充実等を図ります。

【4-2】幼児教育の理解促進（指導室）

幼児・児童・生徒への連続した指導や支援を効果的に行っていくため、全てのブロックにおいて小学校、中学校を対象にした区立幼稚園の公開保育を行います。全ての小・中学校の教員が保育参観することを推進します。

3 現状と今後の方向性について

平成29年3月に告示された学習指導要領等に基づき、それぞれの校種において、子どもたちの資質・能力の育成に取り組んでいます。

また、「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」（以下「幼稚園教育要領等」という。）では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」によって、5歳児後半までに見られるようになる姿が明確に示されています。

アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム※1の共有はもちろんのこと、認知的能力と相互に関連している非認知的能力の育成や、幼児期から義務教育終了までを見通した、学びの系統性や連続性を意識した取組の強化が求められます。

今後さらに異校種間の連携の基、授業研究、授業改善を図り、発達に即した個別最適な学びや協働的な学びの実現に努めることが重要です。

そのため、墨田区では、中学校区10のブロックごとに、幼児期から義務教育終了までを見通した連続性のある教育を推進しています。

そして、society5.0※2の時代を見据えて、今まで以上に予測困難で、変化の激しい社会においても、子どもたちが他者と協力し困難を乗り越え、自己有用感を高め、夢や希望の実現に向けて挑戦することを願って、教育委員会と学校、家庭、地域が課題を共有しながら相互連携の基、取組を進めていきます。

※1 「スタートカリキュラム」とは、小学校へ入学した児童が、園等で経験した遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、安心して小学校生活を送り、自信をもって成長できるようにするためのカリキュラムのこと。具体的には、小学校入学当初に園等で親しんできた活動を取り入れたり、校内の表示を分かりやすく工夫するなどの環境を意図的に設定したりすることなどが考えられる。

※2 「Society 5.0」とは、サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。また、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが「非連続的」と言えるほど劇的に変わることを示唆する。



幼保小中ブロック協議会の様子



幼稚園での英語活動の様子

4 墨田区教育委員会 教育目標

墨田区教育委員会 教育目標

教育は、人権尊重の精神を基調として、豊かな知力、体力、行動力及び感性をそなえた区民の育成を目指さなければならない。また、誰もが生涯を通じて学び、支え合うことができる社会の実現を求めていかななければならない。

墨田区教育委員会は、このような考え方に立って、活力とゆとりある、人と地域と環境にやさしい墨田のまちづくりに寄与することを期し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

墨田区教育委員会では、幼児・児童・生徒（以下、子どもという）が知性、体力、行動力及び感性をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 広い視野をもち、自ら学び、考え、挑戦する力をもって行動する人
- 人と人とのつながりを大切にし、互いに相手のよさを認め、支え合う人
- ルールを守り、仲間や地域の役に立つために能力を発揮する人

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校・園、家庭、地域がそれぞれ役割を担い、豊かな環境の中で、子どもたちが生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するように関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらには、教育は、学校・園、家庭、地域それぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立つとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

平成20年2月4日 墨田区教育委員会決定

第2章 墨田区幼保小中一貫教育のねらいと取組の方向性

1 ねらい

幼児期から義務教育終了までの11年間を見通して、異校種間での円滑な接続を図るとともに、発達段階と教科の連続性を踏まえて、幼児・児童・生徒の資質・能力を育てていきます。

2 取組の方向性

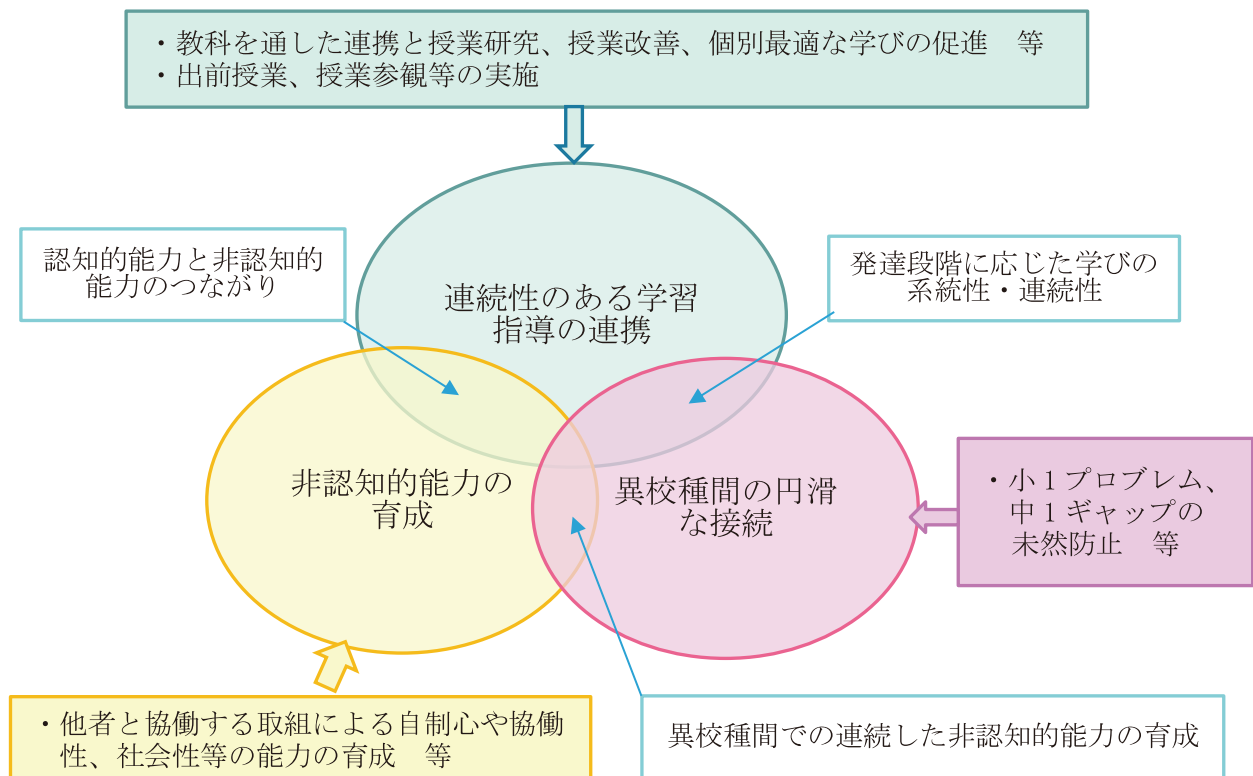
幼児・児童・生徒の知・徳・体のバランスの取れた生きる力の育成と学力向上を目的に、これまでの考え方を継承しつつ、国等の動向を注視しながら、幼児期から義務教育終了までの11年間を見通した、異校種間における連続性のある円滑な接続を図ります。

また、「墨田区教育施策大綱」、「すみだ教育指針」及び「墨田区学力向上新3か年計画」の考えに基づき、3つの取組の方向性を定め計画を推進します。

取組の方向性1 連続性のある学習指導の連携

取組の方向性2 非認知的能力の育成に関する連携

取組の方向性3 異校種間の円滑な接続の連携



3 計画推進のための取組

- 協議会等の開催
- 幼保小中一貫教育の教育課程への位置付け
- 各取組の進捗管理

第3章 墨田区幼保小中一貫教育における取組

1 事業体系

《取組の方向性1》 連続性のある学習指導の連携

- 教科を通じた連携と授業研究、授業改善、個別最適な学び等の促進
- 幼稚園教育要領等、学習指導要領、教育課程等の認識の共有
- 保育実践における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた認知的能力の見取りの共有
- 出前授業、授業参観等の実施
- 幼児期からの英語活動の推進

《取組の方向性2》 非認知的能力の育成に関する連携

- 異校種の発達段階における非認知的能力の共有
- 幼児期の遊びや生活での体験を通して得た力の読み取りと学童期への円滑な接続
- 目標達成への意欲や探究心、粘り強さ等の育成
- 他者と協働する取組による自制心や協働性、社会性等の能力の育成
- 認知的能力と非認知的能力の関連の可視化に関する研究 等

《取組の方向性3》 異校種間の円滑な接続の連携

- ブロックの実情に応じた小1プロブレム、中1ギャップ未然防止のための取組
- 保育要録、指導要録の確実な引き継ぎ
- アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムに基づいた取組の推進
- 就学、進学期の授業体験、交流等の実施
- 異校種間の交流（幼児・児童・生徒、職員）

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- ①健康な心と体
- ②自立心
- ③協同性
- ④道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤社会生活との関わり
- ⑥思考力の芽生え
- ⑦自然との関わり・生命尊重
- ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨言葉による伝え合い
- ⑩豊かな感性と表現

(平成29年文部科学省幼稚園教育要領より)



2 主な事業

《取組の方向性1》 連続性のある学習指導の連携

学習指導要領に基づき、異校種間の連続性のある教育課程を編成し、ブロックごとの課題を共有しつつ、「わかる」「できる」「定着する」授業実践と授業改善を進めていきます。

「墨田区教育施策大綱」、「すみだ教育指針」及び「墨田区学力向上新3か年計画」に基づき、学力向上に資する連携を着実に進めていきます。

○教科を通じた連携と授業研究、授業改善、個別最適な学び等の促進

特に国語、社会、算数・数学、理科、英語において重点的に連携します。

I C T機器の有効な活用についてブロック内で情報共有し、児童・生徒の個別最適な学び及び協働的な学びの促進を目指します。

○幼稚園教育要領等、学習指導要領、教育課程等の認識の共有

相互の教育活動の内容や目標を共有し、11年間で育てたい姿を明確にします。

○保育実践における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた認知的能力の見取りの共有

非認知的能力の育成とともに、認知的能力を意識しながら幼児教育を実践します。

○出前授業、授業参観等の実施

出前授業や授業参観等を通して教員間の学びを授業改善につなげます。

○幼児期からの英語活動の推進

遊びや体験を通して外国語等に触れて、就学後の学習への期待や意欲につなげます。

《取組の方向性2》 非認知的能力の育成に関する連携

2015年、2018年のOECDの公表資料では、社会情動的スキル※1は認知的スキルの蓄積を促進し、社会情動的スキルのレベルが高いほど、認知的スキルにも正の影響を及ぼすとされています。認知的スキルを育てていくためには、忍耐力や自制心、責任感、好奇心、精神的な安定などの社会情動的スキルが重要です。

子どもたちが、夢や希望に向かって、力強く人生を歩んでいけるよう、非認知的能力と認知的能力の両方のスキルをバランスよく育むことが必要です。

※1 「社会情動的スキル」とは、感情をうまく扱い、他者と協働し、目標を追求して意図的に行動し、挫折や失敗に直面しても踏ん張ることを可能にする能力（SALMONS&SMITH, 2018）のことで、「非認知的能力」と同義で語られることが多い。

○異校種の発達段階における非認知的能力の共有

それぞれの校種の子どもの姿を、非認知的能力の視点で情報交換、情報共有をします。

○幼児期の遊びや生活での体験を通して得た力の読み取りと学童期への円滑な接続

どんな体験からどのような力を習得しているのかを読みとり、次の発達段階へと円滑につなげていきます。

○目標達成への意欲や探究心、粘り強さ等の育成

長期目標、中期目標、短期目標を自分で設定し、主体的に取り組めるよう働きかけます。

○他者と協働する取組による自制心や協働性、社会性等の能力の育成

話し合いや協働的な学習を通して、社会で役立つ力を育成します。

○認知的能力と非認知的能力の関連の可視化に関する研究 等

大学等の研究機関と連携し、相互の関係をできる限り可視化し実践に役立たせます。

《取組の方向性3》 異校種間の円滑な接続の連携

幼児教育施設から小学校への就学時、そして、小学校から中学校への進学時における円滑な接続を図るために、教職員間で情報交換や認識の共有を図るとともに、授業体験等の取組を通して、児童・生徒の就学・進学に対する期待感等を育んでいくことが重要です。

○ブロックの実情に応じた小1プロブレム、中1ギャップ未然防止のための取組

子どもたちの不安な気持ちに迅速に対応ができるよう、地域、家庭と連携し、未然防止につなげます。

○保育要録、指導要録の確実な引き継ぎ

確実な受け渡しとともに教職員同士の面談時間を設け、幼児・児童・生徒に対する理解を促進します。

○アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムに基づいた取組の推進

園、学校ごとに策定したアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムをブロック内で共有し教育活動に生かします。

○就学、進学期の授業体験、交流等の実施

授業・施設見学、授業体験や部活動体験等の交流を行い、子どもたちの就学や進学に対する期待感を高めるとともに、教員の新入生に対する理解に役立てます。

○異校種間の交流（幼児・児童・生徒、教職員）

異校種間の行事等の参加を通して、子ども同士の交流や教職員同士の情報交換を促進します。

資料編

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

健康な心と体

園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならぬことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりを作ったり、守ったりするようになる。

社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちょうろくするようになる。

数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

小学校すた一とブック（令和5年9月発行）より

参考：幼稚園教育要領（平成29年3月文部科学省）保育所保育指針（平成29年3月厚生労働省）

■ 教育基本法、学習指導要領等の幼小中連携に関する記述

教育基本法において「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」として規定される幼児期の教育と、小学校から実施される義務教育とを円滑につないでいくためには、子供の成長を中心に据え、関係者の分野を越えた連携により、発達の段階を見通した教育の充実という一貫性の基に、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図っていくことが必要となります。

平成29年に告示された幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領では、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の育成や、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化など、学校種や施設類型を越えて子供の成長を支える手がかりが共通に整理されました。こうした教育課程の基準を子供をめぐる地域の現状の違いを越えて、幼児教育の担い手の多様性を生かしながら具体化していくためには、まだまだ多くの課題があります。

(文部科学省 第131回初中分科会 資料7-1抜粋, 2021)

幼稚園教育要領

5 小学校教育との接続にあたっての留意事項

(小学校以降の生活や学習の基盤の育成)

(1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。

(小学校教育との接続)

(2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

小学校学習指導要領 総則 第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

(2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

中学校学習指導要領 総則 第2 教育課程の編成

4 学校段階間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階間の接続を図るものとする。

(1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

(2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

墨田区幼保小中一貫教育推進計画改定検討会委員名簿

敬称略

	役職	氏名
委員長	教育委員会事務局次長	宮本 知幸
中学校長会代表	錦糸中学校長	和田 浩二
小学校長会代表	第三寺島小学校長	関口 亮治
区立幼稚園長会代表	八広幼稚園長	金澤 里美
私立幼稚園長代表	あさひ幼稚園長	鈴木 寛子
私立保育園・公設民営保育園・私立幼保連携型認定こども園長代表	小梅保育園長	西村 孝幸
区立保育園・区立幼保連携型認定こども園長代表	梅若保育園長	阿部 秀美
子ども・子育て支援部	子ども施設課長	細谷 勇治
教育委員会事務局	参事（庶務課長事務取扱）	浮田 康宏
	指導室長	石坂 泰
	指導室統括指導主事	田畑 達也
	すみだ教育研究所長	宮本 佳代子

アドバイザー	東京未来大学特任教授	小山 勉
--------	------------	------

事務局	すみだ教育研究所	三宅 慶進 統括指導主事	坂井 百合子 指導主事
		宮崎 隆 事務事業係長	渡邊 陽樹 事務事業係主任



ひと、つながる。
墨田区

発行・編集：墨田区教育委員会事務局 すみだ教育研究所
住 所：墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電 話：(03) 5608 - 6621

